

ある仮面を剥いだ裁判のレポート

大沢正道

その日は、いまにも雨が降りだしそうなるうすら寒い日であった。

東京、霞が関の官庁街の一角にある八階建の近代建築、東京地方裁判所の入口という入口は、ただ一カ所を除いて、すべてかたく閉ざされていた。正面玄関のガラス・ドアが一枚だけ開けられ、そのまわりには、「東京地方裁判所」の腕章を巻いた廷吏が十数人むらがり、すこし離れた所に機動隊一カ小隊が待機していた。

「田無事件の関係者は傍聴券なしに出入することを禁止する」「旗、棒の類をもって当裁判所構内に立入ることを禁ずる」「写真機、録音機等を携帯して当裁判所構内に入ることを禁止する」等々の貼紙が、東京地方裁判所長名で貼り出され、玄関前には新聞記者やカメラマンが、事おこれか

事、警官が青年たちの列に飛び込み、そのなかの一人を手取り、足取りでパトカーに押し込んだ。きわめて短い間の出来事であったが、逮捕された青年は、先刻の小競合い最中、廷吏に負傷を負わせた容疑だとい

う。その頃、拘引された九名の被告たちは、この不当な取り扱いに対して力のかぎりをつくして抵抗していた。裁判所は、一人につき四、五名の機動隊員を動員し、文字通り、腕づくで、むきだしの腕力で、彼らに對してその意志を、すなわち国家の意志を貫徹しようとしたのである。

八月二十八日の敗北は、裁判所にとって全く身の置き所もないほどの屈辱であり、二度と繰り返ささせてはならぬ過ちと感じられたに相違ない。なにしろ、「神聖な」法廷にこともあろうに黒旗が立てられ、インターが合唱され、反戦、反権力の集会在堂々ともたれたのであるから、「神聖な」法の番人をもって任ずる司法官たちは、自分の顔を「不逞の輩」の泥靴で踏みにじられたように感じたことであろう。

国家的な観点からすれば、それは、神聖不可侵であるべき法の權威の失墜を招き、

午後十二時四十分、ぼくがこの機動隊で武装した裁判所前に到着した時、すでにパトナム反戦直接行動委員会の青年たちは、数度の戦いを終えたあとであった。正面玄関のガラス・ドアは、二、三カ所、ひび割れており、彼らの投げた石が、玄関前のコンクリートのあちこちに散乱していた。

手廻しよく、前日に拘引状を用意した裁判所は、八月二十八日の時と同様に七〇一号法廷めざして突入を試みた青年たちのなかから、被告たちだけを引き抜き、他の連中を構外へ排除したのだった。

開廷は午後一時、開廷十分前から傍聴券を八十二枚にかぎり交付する、という貼紙の前に、人々の列が作られた。いったん日比谷公園の築山に引き上げた青年の一団も、その列の後尾に加わった。午後一時をすこし廻った頃、突然、私服、制服の刑

ひいてはその支配体制に亀裂を作りだすおそれがあり、官僚という身分上の観点からすれば、官僚にとってはなににもまして大事な経歴に、傷をつける危険性をはらんでいて八月二十八日の敗北は、彼らによってこのように受け止められたことであろう。

だから、この日の第二回公判は是が非でも開廷しなくてはならなかったし、それがためにはもはやなりふりなぞはかまっておれず、彼らの真の姿を赤裸々にさらけださざるをえなかったのである。彼らの真の姿——すなわち、法とは権力の体系の完結点にすぎず、その源泉は人間普遍の真理ではなく、人間による人間の支配を制度化する権力にあり、ただ権力によってのみ、最終的には支持されるにすぎない、というこの姿を、事実によって提示せざるをえなかったのだ。

被告たちの徹底的な抵抗——それは裁判所側の徹底的な弾圧に抵抗したものののだが、この、彼らにとって予期せぬ事態に遭遇した東京地裁の幹部たちは、総出で対策に腐心した。その日七階で開廷を予定されていた法廷は、問題の七〇一号法廷をのぞ

いて、すべて他の階へ移された。そして、七階には機動隊が導入され、一団の私服刑事とともに、弾圧の態勢をととのえた。

わずか三、四十人の青年たちの素手の抵抗に対して、あまりに大ききといえは大きな、こっけいといえはこっけいな、それは情景であった。裁判所の武装が周到であればあるほど、彼ら司法官僚の姿は矮小になっていった。人間としての彼らの敗北を露呈する以外のなにもでもなかった。機動隊の暴力以外に握り所をもたぬ彼らの敗北は、もはや醒めた眼を持つものには歴然とした事実であった。

午後二時近くになって、ようやく傍聴券の交付が始められた。裁判所は、ついに定時に法廷を開くことができなかったのだ。

「傍聴券を受け取ったものは所持品の検査をします。検査に応じない場合には傍聴券を返してもらいます」と、廷吏がハンドマイクで通告するや、列のあちこちから激しい抗議の声が挙がった。

傍聴人は一列に並び、びっしり左右を固める廷吏の間を進んでいった。廷吏は、一人一人、傍聴人の体を洋服の上からおさえ、型通りの所持品検査を行なった。「戦

争前を思いだすな。戦後、こんなことをされたのははじめてだ」と、ある年輩の傍聴人が語っていた。

ガラス・ドアーからエレベーター前まで約五十メートル。一階のフロアーは、傍聴人を誘導するために通行禁止となり、機動隊員は、一メートル間隔でずらりと一列横隊を組んだ。

エレベーターで七階に上ると、そこにも大勢の廷吏が並び、ふたたび所持品の検査が行なわれた。この日、臨時に廷吏に動員された職員もかなりいたようであった。

七〇一号法廷は、東京地方裁判所刑事第一部の合議法廷である。被告席には、紐でしっかりとくりつけられた二脚の長椅子が三列に並べられ、被告の氏名の書かれた札が、ちょうど二人分の間隔をおいてつけられていた。そこへ被告を拘束している機動隊員が坐わるのだ。

被告人席と柵をへだてた後方の傍聴人席には、左側前方に約二十名余の新聞記者が詰めかけ、右側におもにべ反委の青年たちが陣取り、中央には年輩の関係者や一般傍聴人が席を占めていた。百人余を収容する傍聴人席は八分通り埋まっていた。

しかし、また、傍聴人がすべて入り終わらぬうちに、三人の裁判官は入廷した。裁判長の発言の機先を制するかのようになり、「裁判長、質問」の声が傍聴人の間から挙がった。数人の廷吏が駆け寄り、彼の発言を制した。裁判長は、辛うじて聞き取れるほどの低い声で、傍聴人に自粛を要求した。

「公正な審理は平穏な法廷においてはじめてなされるのであって、法廷を混乱させるようなことは許されぬ……」

「なにが公正だ、機動隊に包囲された法廷がどうして平穏だ、ナンセンス！」

たしかに、裁判長の第一声は語るに落ちた失言であった。傍聴は市民の権利だが、その権利の行使が、人数の制限、所持品の検査、機動隊の監視等によっていちじろしく損われているような法廷は、とうてい「平穏な」法廷とはいえない。法廷を不穏な状態においたのは裁判所自体であり、裁判長の発言を逆手に取るなら、「公正な審理」を放棄したのは、不穏事態を自ら設定した裁判所自体であった。

もし裁判長が「公正な審理」を為そうと

真に欲するならば、この法廷はただちに閉廷し、後日、「平穏な」法廷を開く対策を講ずるべきであった。だが、裁判長は、自分の発言のなかに含まれている矛盾に気づこうとはしなかった。彼はこの法廷の絶対専制君主であった。万能の主宰者であった。彼のどんなでたらめな発言も、横暴な命令も、まかりとおるのであった。そして、弁護人や被告や傍聴人の、どんな正当な発言も、穏当な主張も、封じられてしまうのだ。

裁判所は、自ら不穏な事態を設定することによって、「公正な審理」という義務を放棄した。その見せかけすらも放棄した。あとは、不穏事態を強行し、法の真実の形態を貫徹していく以外に、残された道はなかった。反抗する被告、傍聴人をことごとく法廷から追いだすことによって、法廷を「平穏」にするという、不穏事態の強行以外には……

午後二時からはじまったこの日の裁判はまさに、その道を進んでいった。開廷後、数分たらずのうちに、早くも裁判長は傍聴人に退廷を命じた。それは、最初に裁判長に質問を試みた青年であった。彼はべ反委

の直接の関係者ではなく、一般傍聴人の一人であった。一般傍聴人も、その大半は若い世代に属しており、裁判所の過剰な抑圧に憤激の声をもらしていた。

裁判長が彼の退廷を命ずるや、廷吏たちは四、五人がかりで、その不当を詰る傍聴人を引きずり出そうとし、小競合いが起った。おそらく彼は、「公正な審理」を進めるには、あまりに不穏なこの事態に反発して立ち上ったのであろう。

法廷の不穏事態は、被告が一人一人、人定尋問で法廷に呼びだされるに及んで最高頂に達した。被告たちはいずれも、二、三人の機動隊員に両手を抑えられ、文字通り法廷に引きずり出された。ある被告は、四、五人の機動隊員にかつがれて出廷した。彼は、体をひねり、足で蹴とばし、あらゆる機会をとらえて抵抗を試みた。機動隊員は彼の腕をねじあげ、首筋を抑え、無理矢理に指定の場所に坐わらせた。

被告たちは、出廷するや、大声で「こんな裁判が許せるか」「一緒に権力裁判と闘おう」等々と叫んだり、声高らかに歌を歌ったりした。そして、その都度、傍聴人がこれに唱和し、裁判長がこれを禁止し、被

告、傍聴人がこれに抗議し、裁判長が傍聴人の退廷を命じ、廷吏が彼を引きずり出そうとし、他の傍聴人がこれを守ろうとして衝突するという場面が繰り返えされた。

被告たちは、みな激しく抗議の声を放ったが、裁判長の質問にはいっさい答えなかった。黙呑権を行使したのだ。そのために裁判長は、「某々と名札のついている席に坐わっているものは、某々に間違いありませんか」と検事に質問し、検事が、真面目くさって、「最前列右から×番目の某々と名札のついている席に坐わっているものは、某々に間違いありません」と答弁する、という茶番劇を十回、繰り返えしたのだった。

被告を間に挟んで二人の機動隊員が被告席に坐わっていた。したがって、被告席には、十人の被告と二十人余の機動隊員が坐わることとなった。狭い長椅子はきわめて窮屈であった。機動隊員は両側から被告をしめつけようとし、被告はこれに抵抗し、立ち上つてもみ合いとなった。もみ合いはあちこちで起り、傍聴席からも激しい抗議の叫びが飛んだ。

いままで、ほとんど聞き取れぬくらいの

声で、ぼそぼそしゃべっていた裁判長が「某々被告、退廷、拘束を命ず」と絶叫した。とうとう本音を吐いたのだ。ある被告が「裁かれるのはお前だ、ここまで降りて来い」ときめつけたように、「不正な審理」を強行する裁判長は、被告不在の裁判を進めることに踏み切った。

それはばかりではない。激昂する傍聴人に対して、右側の座席にいる全員の構外退去を命令した。そのなかには、ほとんど発言しない傍聴人もいたが、彼の命令は絶対であった。法廷は混乱し、廷吏の応援に、室外で待機していた機動隊員も飛び込んできた。退廷を命ぜられた被告は五名、傍聴人は二十数名であった。

その後、弁護人は、執拗に、今後の進行に関して、退廷、拘束を命ぜられた被告を含めた全被告と、打ち合わせをしたいと要求した。それは、「公正な審理」に幾分なりとも近づくためにも、当然な請求であった。しかし、不穏事態による法廷の「平静」を取り戻した裁判長は、あくまで不穏事態のまま、審理を進める道を選んだ。

裁判長は、起訴状の朗読と弁護人から提出された疑義に対する検事の釈明が終わっ

た段階で、はじめて弁護人の要求を容れて閉廷を宣した。午後五時に近かった。

その後、裁判所は、拘引した被告たちに対して報復に出た。五名が監置二十日間、二名が同じく十五日間。午後十時過ぎに釈放されたのは三名であった。三名の被告が東京地裁の構外に出た時、まだ、機動隊数カ小隊がその周辺に待機していたという。

昨年十月十九日、べ反委青年有志による日特金属工業への抗議行動は、日本における兵器生産の事実を白日の下にさらけ出した。そして、本年八月二十八日、九月七日の、東京地裁における公判闘争は裁判のありのままの姿を、われわれのまに引きずり出した。

この事実の認識がわれわれをどこへ導くか、この事実を前にして、われわれはどう向かっていくか、事実はわれわれの選択と決断を迫まっている。もはや、少数の青年たちにこれ以上過重な負担を背負わせてはならないのである。(一九六七・九・一〇) 付記 その後、裁判所の攻撃はさらに続いている。すなわち、釈放された三名のうち二名と、監置十五日の制裁を受けた二名の保釈は取り消された。

編集後記

「朝日新聞」のコラムニストさむは、「標的」(五月二十三日)

で、エッセーニールウオールピンの「春の一葉」に触れ、「若干の才知を認めるとはいえ、哲學的議論としてはやはり未熟といわざるをえないものだ。ただ国家的な思想統制に対して、いまのソ連ではここまで思想の自由を要求する姿勢が台頭しているのか、ということに痛感させるには役に立つ」と、利いた風なことを書いている。言論の「自由」にふやけきったコラムニストには、数年ないしは十数年の投獄を賭けても、自分の思想に表現を与えようという情熱に駆られて、大急ぎで書きあげられた緊迫感など、およそ感じられないのであろう。

たえず権力の視線を背に感じながら、それでも自分の思想に

表現を与えようとする衝動を抑えきれず、ペンを走らせていく主体的な緊迫感、それこそが「春の一葉」を支えているものなのだ。

◇ ◇ ◇ 前号で、「春の一葉」をわが国のソヴェト哲学者に送りつけ、その反応の結果を報告しようとしたが、その後、あらかじめ結果の分っていることをテストするのは、郵税のむだで、郵政省を喜ばすだけだと友人に忠告されたので、取りやめにした。一言、お断わりしておく。

◇ ◇ ◇ 向井孝「非暴力直接行動論」の「ト」は、向井がここ数年来、主張し、実践している「非暴力直接行動」の総まとめである。非暴力直接行動は、今日、反戦闘争の一環としてクロイズアッブされたが、悪い意味で「流行」化している面がないではない。向井論文が、そのような便乗

者流の論議と質を異にしたものであることは、一読すれば分るはずだ。

◇ ◇ ◇ なんじやもんじやの議論にうつを抜かずより、事実を語るドキュメントに学ぶべきだという観点から、内村剛介がトロツキーの赤軍史を軸にして、今号より国家と革命の問題に切り込んでいく。「記念」は反革命的足掻きである」は、いわばそのプロローグだ。

◇ ◇ ◇ 九月七日に東京地裁で開かれたべ反委の公判は、階級裁判の実態をさらけ出したものであった。

大沢正道「ある仮面を剥いだ裁判のレポート」は、この裁判の記録である。この裁判を傍聴した一人として、ありのままの事実を投げだし、その真実を伝達したい強い衝動に駆られ、急いでペンを走らせたのだ。四号は十一月刊行予定。

黒の手帖 第三号

一九六七年九月二十日 発行

編集発行人・大沢正道
発行所・黒の手帖社 東京都新宿区北山伏町三三(大沢方)

電話二六〇局・八五二七
印刷所・株式会社清水印刷所 東京都新宿区戸塚町三丁目一五〇
電話三六三局・五二二一

定価・一五〇円
送料・四五円
二号分前納・三五〇円
(送料共)
四号分前納・七〇〇円
(送料共)